

第2回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

日 時

平成18年10月13日（金） 午後2時～午後4時

会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

出席者

- ・ 委 員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，阿部将樹委員，乙貫良典委員，金枝右子委員，蕪木信一委員，菊地久美子委員，菊地文子委員，櫛渕澄江委員，砂長 勉委員，田村宏志委員，永沼憲雄委員，安場和子委員
- ・ 市 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

傍聴者数

な し

会議経過

1 開 会

2 審 議

(1) 議事録の公開内容について

事務局から，各委員に事前に内容を確認した上で配布資料のとおり議事録を作成したことを説明。

会 長：すでに委員の皆様は，事務局から送付された議事録において発言内容を確認済みだと思うが，原案どおりでよろしいか。

全 員：異議なし。

会 長：それでは，事務局において原案どおり公開手続を進めていただきたい。また，次の(2)から(4)までの議題は関連しているようなので，事務局で一括しての説明をお願いしたい。

(2) 水道事業の経営状況について

(3) 水道料金のしくみについて

(4) 第1回水道料金等審議会の質疑・課題について

事務局から，配布資料に基づき「(2) 水道事業の経営状況について」から「(4) 第1回水道料金等審議会の質疑・課題について」まで一括にて説明。

会 長：水道料金はその算出が特殊でわかりづらいところもある。ただ，簡単に言えば，総括原価主義をとっていて，総括原価とはかかった費用に一定の

利益を乗せて料金をいただきますよ、ということである。適正な費用に適正な利潤を加えるということで、古くはアメリカから導入された制度であり、日本では戦後水道や鉄道、電気やガスの料金において採用されたものである。

A 委員： 料金の算定方法などは、専門用語が多く、またしくみも複雑であり、理解するのが困難であるが、市民に周知する場合はどこまで説明するのか。また、経営診断の中間報告の中に、漏水対策により有収率を高くするとあるが、どういうことか。また、職員給与費を抑制とあるが、平均給与が全国よりも下回っている中で抑制する必要があるのか。

事務局： 料金の成り立ちについては、確かに資料においては専門用語が多くなっているが、市民に水道料金を説明するときは、こういった詳しい説明をするとかえって誤解を招く恐れもあることから、例えば「皆様からいただいた水道料金100円のうち、いくらをこういったことに使います。」といった内容でグラフなどを使用しながら説明しているが、今後もわかりやすい説明や資料作りを心掛ける。

次に、有収率であるが、水道は浄水場から各家庭までの間に非常に長い配水管があり、その所々で漏水してしまう。現在配った水と、お客様から料金としていただく水に15パーセントの差がある。この15パーセントを減らすために、漏水調査をして、修繕工事を実施し、漏水防止に努めなければならない。

次に、職員給与費の抑制であるが、確かに平均給与は全国平均を下回っているが、給与については年齢が低いとか高いといったことや、地域性により手当があるとかないとかいった要因もあるので、一概に比較はできないこともあるが、本市の給与水準は標準であると思う。ここでの抑制とは平均給与をどうこうということよりも、むしろ民間でできることは民間に委託し、効率的な事業運営により人件費総額を抑制するといったことである。

B 委員： 現在のところ財務諸表上良好であるということだが、さきほど建設仮勘定を本勘定に振り替えることによって減価償却費が増えますよとの説明があったが、今後それが収支にどういう影響を与えるかといったシミュレーションは行ったのか。また、前回の説明で宇都宮市の水道料金は中核都市の中でも高い方だとの説明があったと思うが、今後新たな料金体系を作るにあたり、総収入額をイコールとするのか、それとも引き下げる方向なのか、我々委員が考えることなのであろうが、事務局の見解があれば伺いたい。また、地下水ビジネスの話が出たが、地下水を取水している企業の下水道使用料はどのようになっているのか。

事務局： 減価償却費についてだが、現在宇都宮市は湯西川ダム建設事業に参画しており、平成23年の完成を予定している。このダムは建設中なので、かかった建設費は減価償却の対象ではない。供用開始する24年から減価償却の対象となり、年間4億円から5億円程度の減価償却費が発生する。こ

れについては現状でも長期財政見直しを行う中で検討しているが、これまでも水道料金を維持抑制する観点で財政構造改革計画などに取り組んでおり、できるだけ料金に跳ね返らないように努めてきており、今回のダムの減価償却費が発生しても経営は成り立つとみている。次に、水道料金の水準についてだが、さきほど決算の概要でも説明したが、純利益が10億円余あるが、これは一般的にいうもうけではなく、借金を返すための財源に充てているものである。普通に考えると10億円余も黒字があれば、料金を下げてもいいのでは、との指摘を受けてしまうかもしれないが、現時点で約590億円の借入残高があるので毎年減価償却費と純利益を財源として元金償還に充てているものであり、他の要因がない限り今すぐ料金水準をかえるのは難しい。

次に、地下水利用者に対する下水道使用料については、井戸専用のメーターを設置し、下水道使用料を算定している。

会長： 経営診断の中間報告に「しかしながら、経営資本回転率が年鑑指標を下回る水準で推移しており」とあるが、これは投下資本に対する収益率であり、民間でいえばROE（自己資本利益率）とかROA（総資産利益率）といった部分であるが、公営企業に関してはなかなかその辺が回収できていないのが現状である。さらに、問題は平成24年度以降の5億円程度の湯川ダムの減価償却費をどうやって回収するかである。他の自治体においてもダムの減価償却費が負担となって料金を値上げしているのが現状である。民間企業であれば、総収益から総費用を引けば純損益がわかるが、公営企業の場合は、配当金や役員報酬はいらぬが、渇水や災害に対応できるようある程度の内部留保が必要となる。

C 委員： 4点ほど質問する。1つ目は決算の概要の中で企業債償還元金対料金収入比率が34.03パーセントとあるが、類似都市平均18.66パーセントに比べて非常に高い水準となっているが、これが企業債残高の多さが原因であれば、その残高が多くなった要因は何か。2つ目は同じく決算の概要の中で、第6期水道拡張事業が平成6年度から平成32年度までで447億円となっており、すでに62.69パーセント進捗しており、残り166億円ほどとあるが、これを見直す予定はあるのか。それとも今後も計画どおり166億円使う予定があるのか。3つ目は地下水ビジネスについてだが、いつ頃からできたのか、また、これによる減収額はどれくらいになるのか1つの例でもいいので教えていただきたい。また、大阪や愛知では深刻な問題となっているということだが、これを野放しにしておくとか地盤沈下などといったこともありえると思うが、これを防止する手立てを講じる予定があるのか。4つ目は料金体系について他都市の改正状況を説明されたが、例えば手法として携帯電話のように多様な料金プランとかセットプランといったものは考えられないのか。

事務局： 1つ目の企業債の増加の要因であるが、委員指摘のとおり類似都市に比べて大幅に比率が高い状況であり、水道事業については、各市町村が運営

するのが原則となっていることから、各都市の水道の規模によって借入額が違ってくる。本市の場合、大正5年から水道事業を開始し、市勢の発展に伴い整備拡張を行ってきたが、特に第5期拡張事業において、急速な都市化に対応するためすべての市民に水道を供給すべく市民皆水道を目標に掲げ、昭和末から平成初めにかけて借入金により施設整備を進めてきた。現在市内約2,600キロメートルの水道管が布設されており、それらの整備のために借入金残高が約590億円となっている。

次に、3つ目の地下水ビジネスであるが、平成14年度から15年度にかけて企業への勧誘が増えたと聞いている。これについてはさきほども簡単に説明したが、地下をボーリングして、膜ろ過して、滅菌して水道として利用できる施設を業者が設置し、使用者はそのリース代を払うというシステムである。業者の謳い文句では、リース代や維持管理費を含めても水道料金より2割から3割安いということである。この地下水ビジネスは水道を使わないといったものではなく、水道と地下水を混合して使うものである。また、規制については、東京都などが汲み上げ規制を行っており、県内でも小山以南は規制がされており、そういった地域では地下水ビジネスが成り立たない状況である。地下水の汲み上げ規制については都道府県において規制するものであり、大阪や愛知においても府や県、さらには日本水道協会などと今後どう対処するか取り組んでいる状況であり、本市においても県や日本水道協会と連携しながら対応していきたい。

また、4つ目のセット料金についてであるが、確かに携帯電話の料金を見ると通話が多い人用とかメールやネット利用が多い人用など多彩なプランがあるが、水道料金においても基本水量との関係の中で、どのようなことが考えられるのか、引き続き資料を用意しながら、審議会の中で検討していただきたい。

事務局： 2つ目の第6期拡張事業についてだが、近年の水の使われ方において、節水機器の普及や地下水ビジネス、ペットボトル水などの影響により水需要が伸び悩んでいる状況である。そのような状況を踏まえて平成14年度の宇都宮市第4次総合計画改定の際に水需要の見直しを行ったところである。また、その見直し結果を踏まえて、水源構成を見直し、施設整備の規模あるいは投資時期の適正化を基本として平成15年度に第6期拡張事業の見直しを行ったところである。このとき総事業費を553億円から447億円に減額したところであるが、今後についても国において平成17年度国勢調査が実施され、宇都宮市においても現在第5次総合計画を進めているところであり、その結果などを踏まえて見直しを検討していく。

事務局： 3つ目の地下水ビジネスについてだが、ここ近年の料金収入を見ると、特に大口径において右肩下がりになっており、大口需要者の水道離れが顕著になっている。この大口需要者のうち、少なくとも4件ほどは膜ろ過装置を設置して地下水を利用していることを確認しており、1例を挙げると、移行前の年間使用水量が110,000立方メートル余あったものが、移

行後は17,000立方メートル余となっており、年間で約3,000万円の収入減となっている。確認している4事業所について単純に推計しても、年間で約1億円程度の減収が生じていることになる。これ以外にも、飲み水以外に地下水を利用するようになった事業所も増えており、水道事業にとって脅威であることは間違いない。

会 長： 大阪や愛知では条例を設置して地下水の汲み上げを規制しようという動きも出てきている。また、先ほどの説明の補足であるが、企業債償還元金対料金収入比率が類似都市平均を大幅に上回っている理由に、宇都宮市はコストを削減して借金返済により多く充てているといった見方もある。

D 委 員： 本格的な高齢社会が到来する中で、独居老人世帯が急速に増加している。見守りの対象となっている65歳以上の独居老人世帯が市内で9,000世帯ほどあり、10年前の2倍強の数字となっている。また、これから10年後には20,000世帯から25,000世帯になるであろうと予測されている。このような独居老人世帯は基本水量に満たない場合が多い。これからは利用実態に応じたきめ細かな配慮が必要になってくると思うが、東京都など他都市のように基本水量の見直しを考えていくのか。

事 務 局： 委員指摘のとおり、お客様から月10立方メートルの基本水量について、使わなくても払うのはいかななものか、または節水努力が報われないといった意見を多くいただいており、各都市の例も見ても、お客様のライフスタイルや水道の使われ方に応じた水道料金制度が求められている。また、そういった制度がお客様の満足度やニーズに合ってきている、そういった時代であると考えている。3回目以降必要な資料を提示し、委員の皆様にも検討していただければと考えている。

E 委 員： 経営分析の中間報告を見ると、しばらく赤字が発生する状況にはないというところであるが、最後に適正な料金水準のあり方も含めて十分な検討を行う必要があるだろうということであるが、今日の一連の説明を受けた中で、やはり基本水量の廃止の傾向と逓増制の問題があると思う。その中で、基本料金と基本水量の関係についてだが、岡山市は基本水量を廃止して基本料金を上げており、東京都は基本水量を下げて基本料金を下げているが、宇都宮市はどういった方向に進むのか。

事 務 局： 基本料金については、お客様の数に応じて必要となるメーター検針等の必要経費を織り込んであるが、宇都宮市の場合はそこに基本水量制という制度を付与しているが、これは基本料金制度とは本来違う制度である。水道事業については公衆衛生の観点から安価な水を一定程度お客様に使っていただくという法律の趣旨があり、一般家庭で使用する13ミリ、20ミリ、25ミリ口径には、毎月10立方メートルの水量を付加してその水量を割安に計算して基本料金と合体させたのが宇都宮市の基本料金となっている。各市の事例だが、岡山市は見直しの背景として引き上げをせざるを得ない状況であったこと、東京都については、引き下げられる財源があったと考えられる。宇都宮市においての料金算定期間の財政収支見通しや、

基本料金や基本水量を変更したときのシミュレーションは3回目以降に提示したい。他の委員からも質問があったが、現段階においては引き下げる財源がないが、市では鬼怒川左岸の清原地区などにおいて県から水を買っており、この単価の見直し協議を行っている。まだ、結論は出ていないが、時期がくれば財政収支と併せて報告できると思う。

会 長： それでは、最後に次回の日程を事務局から説明願いたい。

事 務 局： 次回は平成18年11月28日（火）午前10時から今回同様上下水道局5階大会議室で予定している。詳細は各委員宛て別途通知する。

3 閉 会